https://www.aoiro-odawara.com

七五三

あおいろといろ 十一

青色十色　2020 No.207　月号

青色十色　2020年11月10日発行・編集／
公益社団法人小田原青色申告会　〒250-0012 小田原市本町2-3-24 TEL.0465-24-2611 info@aoiro-odawara.com

ご来会時はマスクの着用をお願い致します。／会館駐車場は手狭なため、公共交通機関のご利用にご協力ください。

青色会館は小田原市の津波避難ビルに指定されています。

税を考える週間　11月11日～11月17日

「小学生の税の書道展」に
8千名の児童が参加！

毎年11月11日～17日の一週間は、国税庁主唱の「税を考える週間」です。当会では、この期間を中心に様々な税の啓発活動を行っています。

第39回 青色申告・小学生の税の書道展（関連記事：3面）

今年度も県西2市3町のたくさんの小学生に、夢休みの宿題として、税に関する意識を課題とした書道作品制作に取り組んでいただきました。

今回の出品数は7,317点。県西2市3町の児童数があわせて15,880名ですので、約二人に1人の児童がこの書道展に参加してくれた計算となります。そして、10月18日に開催した教育委員会の先生方による審査会にて、3,339点の入選作品が決定しました。今後12月上旬には、入賞児童への賞状等を各小学校にお届けします。

第28回 租税教室の感想文コンクール

小田原税務署の租税教室が県西地区の各高校で実施されていることを受け、同教室を受講した高校生を対象に「租税教室の感想文コンクール」を開催しています。昨年度は2,180名の高校生が参加されなど、税の書道展と並ぶ公募事業として地域に定着しています。

会長賞

青色申告【県西市】
青色申告【小田原】
自動車税【県西市】

決算書の書き方や減価償却費の計算などに不安のある方へ
決算準備指導会

正会員限定 予約制

2020年12月7日(月)～19日(土)　※12日(土)は除く

対象者
◎決算書の書き方や減価償却費の計算等に不安のある方
◎「減価償却計算サービス」をご利用の方で、事業用の車両を買い替えるなど資産の増減があった方

予約開始：11月2日(月)～
　電話にて予約受付（受付時間：平日9時～17時）／定員に達し次第受付終了
予約時間：平日　9時／10時／11時／13時／14時／15時／16時
　　土日　9時／10時／11時　（指導時間は1人50分程度）
会場　：青色会館1階、県西地域各所（詳細は11月号同封の正会員向けチラシを参照）

ご持参いただくもの
1. 帳簿・月別集計表
2. 過去2年分の決算書及び確定申告書の控（所得税・消費税）
3. 今年購入した10万円以上の資産（リースを含む）がある方は金額や内容がわかる書類
4. 認印（必要になる場合があります）

お申込み・お問い合わせ　TEL 0465-24-2614 事業課（受付時間 平日9～17時）

今後の予定
※詳細につきましては、12月号紙面及び同月号同封の正会員向けチラシをご参照ください。

●決算確認指導会（1月開催/予約制）
対象者
◎決算書が事前に全て完成している方
　※決算書を完成させた形でご持参ください。
　※決算書の書き方等に不明点がある方は、上記の「決算準備指導会」にご参加ください。
◎決算書が正しく完成していると確認させていただいた方は、確定申告指導会場をスムーズにご利用いただけます。

●確定申告指導会場（2月1日～）

＼ご利用ください／
減価償却計算サービス
▶正会員限定◀　▶無料◀　▶要申込◀

計算や記入が大変な決算書の「減価償却費の計算」欄の作成が不要になります。

・10月30日(金)までにお申込み→11月中旬を目途に計算書を郵送
・12月25日(金)までにお申込み→1月の決算確認指導会もしくは来年2月からの確定申告指導会場で計算書をお渡し
＊令和2年申告分のお申込みは上記11月25日(金)までとなります。

ご持参いただくもの
前期分決算書一式・認印・当年分の資産の増減が分かる資料

既に申込がお済みの方
車両を買い替えたなど資産の増減がある場合は、随時データを更新致しますのでご連絡ください。また、11月中旬を目途に当年分の減価償却計算書を印刷して郵送致します。

減価償却計算サービスお申込み・お問い合わせ
TEL0465-24-2614（事業課）

電話による国税の一般的なご相談は 電話相談センターへ！
小田原税務署　月～金 8:30～17:00
TEL:0465-35-4511

小田原税務署（電話相談センター）に電話
自動音声に従って番号を選択

1を選択	国税局電話相談センター ・国税に関するご相談 ①個人の方の年金・給与・事業などの所得税 ②給与や報酬支払・年末調整などの源泉徴収や支払調書 ③譲渡所得・相続税・贈与税・財産評価 ④法人税 ⑤消費税・印紙税 ⑥税務署の開庁時間など・その他の国税
2を選択	税務署 ・面接相談の電話予約 ※税務署からの支障なく税金の支払いに関する相談全般
3を選択	コールセンター（軽減税率制度等） ・消費税の軽減税率制度についてのご相談等 ※フリーダイヤル（0120-205-553）からもご利用いただけます。
4を選択	納税猶予センター ・税金の猶予制度に関するお問合せ

Question 事業が赤字なら申告不要？

基本的に、事業所得・不動産所得が赤字の場合、確定申告で他の所得と相殺できます。青色申告の方なら、赤字を繰り越して翌年以降の黒字と相殺できる可能性も。また、開業前に会社勤めをしていた場合などは、所得税が還付されるかもしれません。

Answer 事業が赤字でもきちんと確定申告することをお勧めします。

無申告の場合、住民税や国民健康保険料の算定などで不利になる可能性もあるのでご注意を（詳しくはお住まいの市町村にお尋ねください）。

もちろん、個人事業主の方が確定申告するためには、領収書等を保存しきちんと帳簿をつけることが必要です。個人事業主の記帳・申告で不明・不安なことがあれば、ぜひ青色申告会をご活用ください。

正会員の皆様へ

12月は会費の納入月です

引き落し日は12月14日(月)となります。

預金残高のご確認をお願い致します。口座の引き落し手続きが未済みでない方は、お手続きをお願い致します。

お問い合わせ　TEL 0465-24-2612（会費係）

経理に不安のある方へ　帳支援事業（公益目的事業）
記帳処理サービス

ぱっちり節税　とっても安心

青色申告特別控除65万円が適用されると、所得税、住民税、国民健康保険料等の負担が少なくなります！

パソコンと手書き、二つの帳簿作成方法が選べます！

毎月の伝票確認から決算申告指導まで、専属の担当者が付いた完全予約制。だから、安心・便利です。

※本サービスは、専属の担当者が付き、領収証類の集い青色申告特別控除65万円が適用されるシステムです。会計の専門家資格などなく、自社独自サポート体制ありでも、是非ご検討ください。

お問い合わせ　TEL 0465-24-2614（事業課）
税理士等の方は税理士に相談ください